公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり、下記の書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第２０条の２の規定に基づき公示送達をします。

那須町告示第243号
令和 8年11月 9日

栃木県那須郡那須町長
平山　幸宏

令和８年度国民健康保険税第４期更正通知書

荻原　一彦